

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第二十号

#### 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(広島県縮景園管理規則の一部改正)

第一条 広島県縮景園管理規則(平成二十一年広島県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号注2(1)中「及び中学校生徒」を、「中学校生徒及びこれらに準ずる者」に改め、同注(2)中「高等学校生徒」を「高等学校生徒及びこれに準ずる者」に改め、同注(3)中「大学生」を「大学生及びこれに準ずる者」に改める。

(広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成十五年広島県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第七の三の項中「及び中学校」を、「中学校、義務教育学校及び特別支援学校(幼稚部のみを置くもの及び高等部を置くものを除く。)」に改める。

(広島県立県民の森管理規則の一部改正)

第三条 広島県立県民の森管理規則(昭和四十六年広島県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表二の項の1中、「幼稚園園児」を「又は幼稚園園児」に、「又は高等学校生徒」を「、高等学校生徒若しくはこれらに準ずる者」に改め、同表三の項の1中、「幼稚園」を「又は幼稚園」に、「又は中学校の園長又は校長」を「中学校若しくはこれらに準ずる学校の校長(幼保連携型認定こども園及び幼稚園にあつては、園長)」に、「若しくは幼稚園の園児、小学校の児童又は中学校の生徒」を「の園児又は当該幼稚園の園児、当該小学校の児童、当該中学校の生徒若しくはこれらに準ずる者」に改める。

別記様式第一号及び別記様式第二号中

利用者数	人	内訳	〔大 人 小・中学生 幼 児〕	〔人 人 人〕
------	---	----	-----------------------	---------------

を

利用者数	人	内訳	〔大 人 小・中学生及び これらに準ずる者 幼 児〕	〔人 人 人〕
------	---	----	-------------------------------------	---------------

に

改める。

別記様式第三号中

利用者数	人	内訳	<table border="1"> <tr> <td>大</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>小・中学生</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>幼児</td> <td>人</td> </tr> </table>	大	人	小・中学生	人	幼児	人
大	人								
小・中学生	人								
幼児	人								

を

利用者数	人	内訳	<table border="1"> <tr> <td>大</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>小・中学生及び</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>これらに準ずる者</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>幼児</td> <td>人</td> </tr> </table>	大	人	小・中学生及び	人	これらに準ずる者	人	幼児	人
大	人										
小・中学生及び	人										
これらに準ずる者	人										
幼児	人										

に

改める。

別記様式第四号中

「	」	（小・中学生）	円	名	円	円	を
「	」	（小・中学生及びこれらに準ずる者）	円	名	円	円	に

「 1 教育又は訓練を目的として幼児連携型認定子ども園園児、幼稚園園児、小学校児童、中学校生徒又は高等学校生徒が、10人以上の団体で公園センターの宿泊又はキャンプ場を利用する場合は、教育又は訓練の計画を記載した書面(別記様式第5号)

2 幼児連携型認定子ども園園児、幼稚園園児、小学校児童又は中学校生徒が学校教育活動で公園センター会議室を一時使用する場合は、幼児連携型認定子ども園、幼稚園、小学校又は中学校の園長又は校長の証明書(別記様式第6号)

「 1 教育又は訓練を目的として幼児連携型認定子ども園園児又は幼稚園園児、小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒若しくはこれらに準ずる者が、10人以上の団体で公園センターの宿泊又はキャンプ場を利用する場合は、教育又は訓練の計画を記載した書面(別記様式第5号)

2 幼児連携型認定子ども園園児又は幼稚園園児、小学校児童、中学校生徒若しくはこれらに準ずる者が学校教育活動で公園センター会議室を一時使用する場合は、幼児連携型認定子ども園又は幼稚園、小学校、中学校若しくはこれらの学校に準ずる学校の校長(幼児連携型認定子ども園及び幼稚園にあっては、園長)の証明書(別記様式第6号)

(自然公園施設管理規則の一部改正)

第四条 自然公園施設管理規則(昭和五十一年広島県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表二の項の1中「幼稚園園児」を「又は幼稚園園児」に、「又は高等学校生徒」を「、高等学校生徒若しくはこれらに準ずる者」に改める。

(広島県立もみのき森林公園管理規則の一部改正)

第五条 広島県立もみのき森林公園管理規則(昭和五十九年広島県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表二の項の1中「幼稚園園児」を「又は幼稚園園児」に、「又は高等学校生徒」を「、高等学校生徒若しくはこれらに準ずる者」に改め、同表三の項の1中「幼稚園」を「又は幼稚園」に、「又は中学校の園長又は校長」を「中学校若しくはこれらに準ずる学校の校長(幼児連携型認定子ども園及び幼稚園にあっては、園長)」に、「若しくは幼

稚園の園児、小学校の児童又は中学校の生徒」を「の園児又は当該幼稚園の園児、当該小学校の児童、当該中学校の生徒若しくはこれらに準ずる者」に改める。

別記様式第一号及び別記様式第二号中

利用者数	人	内訳	〔大 人 小・中 学生 幼 児〕	〔人 人 人〕
------	---	----	---------------------------------	---------------

利用者数	人	内訳	〔大 人 小・中 学生 及び これら に準ず る者 幼 児〕	〔人 人 人〕
------	---	----	---	---------------

改める。

別記様式第二号中

利用者数	人	内訳	〔大 人 小・中 学生 幼 児〕	〔人 人 人〕
------	---	----	---------------------------------	---------------

利用者数	人	内訳	〔大 人 小・中 学生 及び これら に準ず る者 幼 児〕	〔人 人 人〕
------	---	----	---	---------------

改める。

別記様式第三号中

「 ( ) )	」	(小・中学生)	円	名	円	円	円
「 ( ) )	」	(小・中学生及びこれらに準ずる者)	円	名	円	円	円

「 1 教育又は訓練を目的として幼児連携型認定ことも園園児、幼稚園園児、小学校児童、中学校生徒又は高等学校生徒が、10人以上の団体で宿泊所の大広間若しくは小広間又はキャンパス場を利用する場合は、教育又は訓練の計画を記載した書面(別記様式第5号)  
2 幼児連携型認定ことも園園児、幼稚園園児、小学校児童又は中学校生徒が学校教育活動で宿泊所の大広間若しくは小広間を一時使用する場合は、学校又は研修権を利用する場合は、幼児連携型認定ことも園、幼稚園、小学校又は中学校の園長又は校長の証明書(別記様式第6号)

「 1 教育又は訓練を目的として幼児連携型認定ことも園園児又は幼稚園園児、小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒若しくはこれらに準ずる者が、10人以上の団体で宿泊所の大広間若しくは小広間又はキャンパス場を利用する場合は、教育又は訓練の計画を記載した書面(別記様式第5号)  
2 幼児連携型認定ことも園園児又は幼稚園園児、小学校児童、中学校生徒若しくはこれらに準ずる者が学校教育活動で宿泊所の大広間若しくは小広間を一時使用する場合は、研修権を利用する場合は、幼児連携型認定ことも園又は幼稚園、小学校、中学校若しくはこれらに準ずる学校の校長(幼児連携型認定ことも園及び幼稚園にあっては、園長)の証明書(別記様式第6号)

(広島県立真島の芸術劇場の1部改訂)

に改める。

第六条 広島県立県民の浜管理規則（昭和六十三年広島県規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表二の項の1中「幼稚園園児」を「又は幼稚園園児」に、「又は高等学校生徒」を「、高等学校生徒若しくはこれらに準ずる者」に改め、同表三の項の1中「幼稚園」を「又は幼稚園」に、「又は中学校の園長又は校長」を「、中学校若しくはこれらに準ずる学校の校長（幼保連携型認定こども園及び幼稚園にあつては、園長）」に、「若しくは幼稚園の園児、小学校の児童又は中学校の生徒」を「の園児又は当該幼稚園の園児、当該小学校の児童、当該中学校の生徒若しくはこれらに準ずる者」に改める。

別記様式第一号及び別記様式第二号中

利用者数	人	内訳	〔大 小・中学生 幼〕	〔人 人 人〕	を
------	---	----	-------------------	---------------	---

利用者数	人	内訳	〔大 小・中学生及び これらに準ずる者 幼〕	〔人 人 人〕	に
------	---	----	---------------------------------	---------------	---

改める。

別記様式第三号中

利用者数	人	内訳	〔大 小・中学生 幼〕	〔人 人 人〕	を
------	---	----	-------------------	---------------	---

利用者数	人	内訳	〔大 小・中学生及び これらに準ずる者 幼〕	〔人 人 人〕	に
------	---	----	---------------------------------	---------------	---

改める。

別記様式第四号中

〔（ ）〕	〔（小・中学生）〕	円	名	円	円	を
〔（ ）〕	〔（小・中学生及びこれらに準ずる者）〕	円	名	円	円	に

「 1 教育又は訓練を目的として幼児連携型認定ことも園園児、幼稚園園児、小学校児童、中学校生徒又は高等学校生徒が、10人以上の団体で宿泊研修所の大広間又は小広間を宿泊利用する場合は、教育又は訓練の計画を記載した書面（別記様式第5号）  
 2 幼児連携型認定ことも園園児、幼稚園園児、小学校児童又は中学校生徒が学校教育活動で宿泊研修所の大広間、小広間、イベントホール、大研修室又は小研修室を一時使用する場合は、幼児連携型認定ことも園、幼稚園、小学校又は中学校の園長又は校長の証明書（別記様式第6号）」

「 1 教育又は訓練を目的として幼児連携型認定ことも園園児又は幼稚園園児、小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒若しくはこれらに準ずる者が、10人以上の団体で宿泊研修所の大広間又は小広間を宿泊利用する場合は、教育又は訓練の計画を記載した書面（別記様式第5号）  
 2 幼児連携型認定ことも園園児又は幼稚園園児、小学校児童、中学校生徒若しくはこれらに準ずる者が学校教育活動で宿泊研修所の大広間、小広間、イベントホール、大研修室又は小研修室を一時使用する場合は、幼児連携型認定ことも園又は幼稚園、小学校、中学校若しくはこれらに準ずる学校の校長（幼児連携型認定ことも園及び幼稚園にあっては、園長）の証明書（別記様式第6号）」

（広島県立中央森林公園管理規則の一部改正）

第七条 広島県立中央森林公園管理規則（平成五年広島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

別表（公園センター等地区）の表一の項の7中「及び高等学校生徒」を「高等学校生徒及びこれらに準ずる者」に改め、同項の9中「及び中学校生徒」を「中学校生徒及び中学校の園長又は校長」を「中学校若しくはこれらに準ずる学校の校長（幼児連携型認定ことも園及び幼稚園にあっては、園長）」に、「若しくは幼稚園の園児、小学校の児童又は中学校の生徒」を「園児又は当該幼稚園の園児、当該小学校の児童、当該中学校の生徒若しくはこれらに準ずる者」に改め、同表三の項中「又は高等学校生徒」を「高等学校生徒又はこれらに準ずる者」に改める。

別表（フォレストヒルズガーデン地区）の表二の項の1中「又は高等学校生徒」を「高等学校生徒又はこれらに準ずる者」に改め、同表三の項の1中「幼稚園」を「又は幼稚園」に、「又は中学校の園長又は校長」を「中学校若しくはこれらに準ずる学校の校長（幼児連携型認定ことも園及び幼稚園にあっては、園長）」に、「若しくは幼稚園の園児、小学校の児童又は中学校の生徒」を「園児又は当該幼稚園の園児、当該小学校の児童、当該中学校の生徒若しくはこれらに準ずる者」に改める。

別記様式第二号及び別記様式第四号中

利用者数	人	内訳	大 人	小・中学生	人	人
			人	人	人	人
			人	人	人	人

を

利用者数	人	内訳	大 人	小・中学生及び これらに準ずる者	人	人
			人	人	人	人
			人	人	人	人

に

改める。

別記様式第六号中

利用者数	人 内訳	〔 大 人 小・中学生 幼児 〕	〔 人 人 人 〕
------	------	------------------------	-----------------

を

利用者数	人 内訳	〔 大 人 小・中学生及び これらに準ずる者 幼児 〕	〔 人 人 人 〕
------	------	--------------------------------------	-----------------

を

改める。

別記様式第六号中

- 「 1 幼保連携型認定こども園園児、幼稚園園児、小学校児童又は中学校生徒が学校教育活動で研修室を利用する場合は、次の書類を添付すること。
- (1) 幼保連携型認定こども園、幼稚園、小学校又は中学校の園長又は校長の証明書(別記様式第9号)
- 2 社会福祉事業を推進する団体が研修室を利用する場合は、次の書類を添付すること。
- (1) 当該団体の内容及び使用目的を記載した書面(別記様式第10号)
- 3 教育又は訓練を目的として、小学校児童、中学校生徒又は高等学校生徒が30人以上の団体が専用使用する場合は、次の書類を添付すること。
- を

- 「 1 幼保連携型認定こども園園児又は幼稚園園児、小学校児童、中学校生徒若しくはこれらに準ずる者が学校教育活動で研修室を利用する場合は、次の書類を添付すること。
- (1) 幼保連携型認定こども園又は幼稚園、小学校、中学校若しくはこれらに準ずる学校の校長(幼保連携型認定こども園及び幼稚園にあつては、園長)の証明書(別記様式第9号)
- 2 社会福祉事業を推進する団体が研修室を利用する場合は、次の書類を添付すること。
- (1) 当該団体の内容及び使用目的を記載した書面(別記様式第10号)
- 3 教育又は訓練を目的として、小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒又はこれらに準ずる者が30人以上の団体が専用使用する場合は、次の書類を添付すること。
- を

別記様式第六号中

- 「 1 教育又は訓練を目的として小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒が10人以上で利用する場合は、次の書面を添付すること。
- (1) 教育又は訓練の計画を記載した書面(別記様式第11号)
- (2) 教育又は訓練が学校行事の一環として行われる場合は、その学校長の証明書(別記様式第14号)
- 2 幼保連携型認定こども園園児、幼稚園園児、小学校児童又は中学校生徒が学校教育活動で利用する場合は、次の書面を添付すること。
- (1) 幼保連携型認定こども園、幼稚園、小学校又は中学校の園長又は校長の証明書(別記様式第15号)
- を

- 「 1 教育又は訓練を目的として小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒又はこれらに準ずる者が10人以上で利用する場合は、次の書面を添付すること。
- (1) 教育又は訓練の計画を記載した書面(別記様式第11号)
- (2) 教育又は訓練が学校行事の一環として行われる場合は、その学校長の証明書(別記様式第14号)
- 2 幼保連携型認定こども園園児又は幼稚園園児、小学校児童、中学校生徒若しくはこれらに準ずる者が学校教育活動で利用する場合は、次の書面を添付すること。
- (1) 幼保連携型認定こども園又は幼稚園、小学校、中学校若しくはこれらに準ずる学校の校長(幼保連携型認定こども園及び幼稚園にあつては、園長)の証明書(別記様式第15号)
- を

(就学前の子どもの関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の1部改正)

第八条 就学前の子どもの関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

(平成二十六年広島県規則第六十七号)の二第及び次のように改定する。

「【0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を子ども  
の発達の連続性を考慮して展開することへの配慮】」

「【0歳から小学校又は義務教育学校就学前までの一貫した教育  
及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開することへの  
配慮】」

連携」や「小学校及び義務教育学校における教育との連携」

「【0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発  
達の連続性を考慮して展開することへの配慮】」

「【0歳から小学校又は義務教育学校就学前までの一貫した教育及  
び保育を園児の発達の連続性を考慮して展開することへの配慮】」

育との円滑な接続」や「小学校及び義務教育学校における教育との円滑な接続」

「【0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発  
達の連続性を考慮して展開することへの配慮】」

「【0歳から小学校又は義務教育学校就学前までの一貫した教育及  
び保育を園児の発達の連続性を考慮して展開することへの配慮】」

との円滑な接続」や「小学校及び義務教育学校における教育との円滑な接続」

「【0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を子ども  
の発達の連続性を考慮して展開することへの配慮】」

「【0歳から小学校又は義務教育学校就学前までの一貫した教育  
及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開することへの  
配慮】」

連携」や「小学校及び義務教育学校における教育との連携」

「【0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の  
発達の連続性を考慮して展開することへの配慮】」

「【0歳から小学校又は義務教育学校就学前までの一貫した教育  
及び保育を園児の発達の連続性を考慮して展開することへの配  
慮】」

の円滑な接続」や「小学校及び義務教育学校における教育との円滑な接続」

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、  
保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例施行規則の一部改正)

第九条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく  
教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例施行規則(平成二十六年  
広島県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第五項中「小学校教育」を「小学校及び義務教育学校における教育」に改め、同  
項第二号中「小学校」の下に「及び義務教育学校」を加え、「交流及び」を「交流並びに  
」に改め、同項第三号中「小学校」の下に「及び義務教育学校」を加える。

(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の  
一部改正)

第十条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規

則（平成二十四年広島県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号、第六条第七号及び第七条第六号中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

（保健師助産師看護師法施行細則の一部改正）

第十一条 保健師助産師看護師法施行細則（昭和二十九年広島県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第十四号中

「中学校卒業  
から記入し  
てください。」

を

「中学校若し  
くは義務教  
育学校卒業  
又は中等教  
育学校前期  
課程修了か  
ら記入して  
ください。」

に改める。

（広島県立三次看護専門学校学則の一部改正）

第十二条 広島県立三次看護専門学校学則（昭和五十四年広島県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中 「中 学 校 卒 業」を「中 学 校 義 務 教 育 学 校 前 期 課 程 修 了」

に改める。

（広島県健康福祉センター管理規則の一部改正）

第十三条 広島県健康福祉センター管理規則（平成四年広島県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号を次のように改める。

二 幼保連携型認定こども園又は幼稚園、小学校、中学校若しくはこれらに準ずる学校の校長（幼保連携型認定こども園及び幼稚園にあつては、園長）が学校教育活動であることを証明した場合において、当該幼保連携型認定こども園の幼児又は当該幼稚園の幼児、当該小学校の児童、当該中学校の生徒若しくはこれらに準ずる者が利用するとき。

（児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第十四条 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年広島県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加える。  
（広島県立みよし公園管理運営規則の一部改正）

第十五条 広島県立みよし公園管理運営規則（平成三年広島県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。



別記様式第三号注1(1)及び別記様式第四号注1(1)中「及び高等学校生徒」を、「高等学校生徒及びこれらに準ずる者」に改める。

(広島県立びんご運動公園管理運営規則の一部改正)

第十六条 広島県立びんご運動公園管理運営規則(平成五年広島県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号その一及びその二並びに別記様式第二号その一及びその二中

「  
E 小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒  
」

を  
に改める。

「  
E 小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒及びこれらに準ずる者  
」

附  
則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。